

第9次 芦屋すこやか長寿プラン21

芦屋市 第9次高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画

概要版

『高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち』の実現に向けて



令和3年3月
芦屋市



本計画の概要

(1) 計画の期間

本計画は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和5年度（2023年度）を目標年度とする3か年計画です。計画期間最終年にあたる令和5年度（2023年度）に、次期計画策定に向けた見直しを行います。

(年度)

令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029
2025年(令和7年), 2040年(令和22年)を展望する計画								
本計画期間(第9次)								
見直し			第10次計画期間			見直し		
						第11次計画期間		

◆ 今期計画の位置づけ ◆

本計画は、令和22年（2040年）に向けて、少子高齢社会における持続可能な社会保障のあり方を展望しつつ、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）に向け、高齢者が安心して暮らせる地域包括ケアシステムを更に深化・推進するものとなります。



(2) 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

要介護等認定者を含むすべての高齢者を対象とした高齢者福祉計画と、介護保険サービスに関する介護保険事業計画は、相互が連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開となるため、本市では両計画を一体的な計画として策定し、「第9次芦屋すこやか長寿プラン21」として取りまとめています。

(3) 他計画等との関係

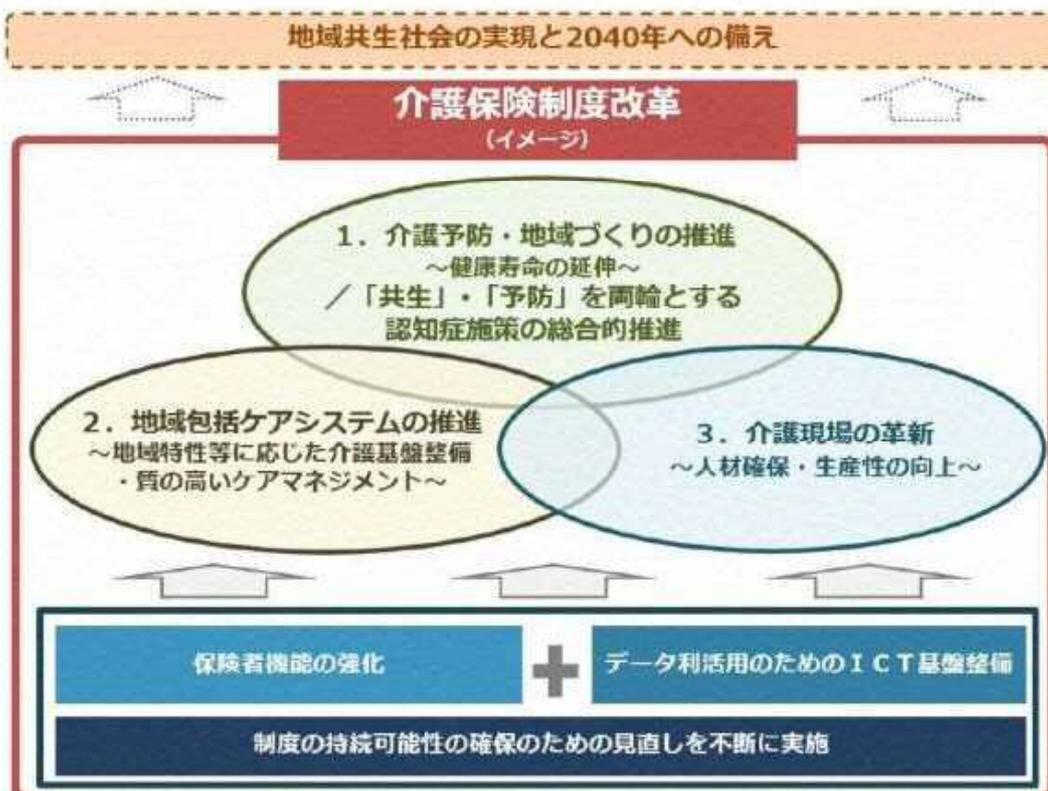
本計画は、芦屋市総合計画の高齢者福祉に係る部門計画の役割を担うとともに、芦屋市地域福祉計画をはじめ、市の保健福祉分野別計画との整合を図り策定しています。



(4) 介護保険制度改正の概要

国の介護保険部会（令和元年12月27日開催）では、下記の3つの方針とそれを推進するための重要な取組を介護保険制度の見直しの意見として提示しています。

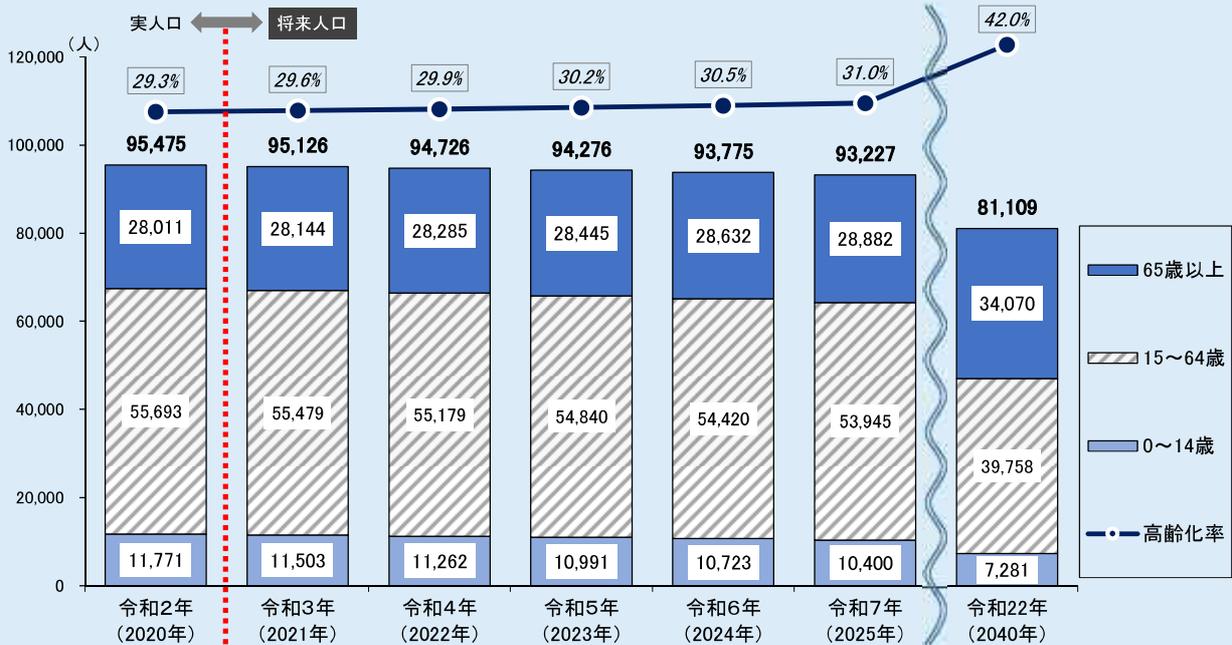
<参考：介護保険制度改革の全体像>



芦屋市の高齢者等の推計

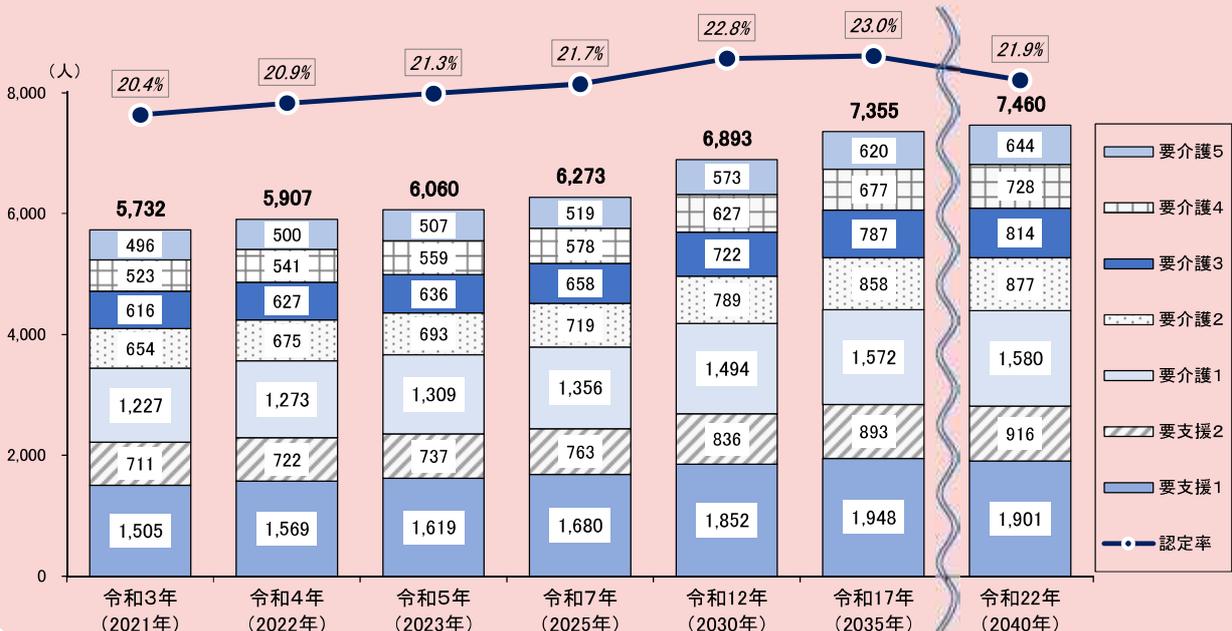
(1) 将来人口の推計

本市の総人口は、9万人台から減少しつつ推移していくと見込まれます。65歳以上の高齢者人口は増加し続け、令和7年（2025年）に28,882人、令和22年（2040年）に34,070人と予測されます。また、高齢化率は徐々に上昇し、令和7年（2025年）に31.0%、令和22年（2040年）には42.0%と見込まれます。



(2) 要介護等認定者数の推計

要支援・要介護者数の実績と高齢者等人口の実績及び将来人口推計から、要支援・要介護認定者数を推計すると、65歳以上の1号被保険者では、令和7年（2025年）には認定者数は6,273人、認定率は21.7%と推計され、令和22年（2040年）には認定者数は7,460人、認定率は21.9%と推計されます。



施策の体系

『高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち』を基本理念とし、基本理念の実現に向けて、次のような体系で施策を推進していきます。

基本理念

基本目標と施策の展開方向

『高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち』

基本目標1

高齢者を地域で
支える環境づくり

- 1-1 相談支援体制の充実
- 1-2 支えあいの地域づくり
- 1-3 在宅医療の推進
- 1-4 認知症ケアの推進
- 1-5 権利擁護支援の充実
- 1-6 在宅生活を支えるサービスの充実

基本目標2

社会参加の促進と
高齢者に
やすらぎのある
まちづくり

- 2-1 生きがいづくりの推進
 - ・自主的な活動の促進
 - ・生涯学習の推進
 - ・生きがい活動支援の充実
- 2-2 就労支援の充実
- 2-3 高齢者の住まいの確保と住環境の整備
- 2-4 防犯・防災対策と災害時支援・感染症予防対策にかかるとの体制の整備

基本目標3

総合的な
介護予防の推進

- 3-1 地域における介護予防の推進
- 3-2 多職種・他分野との協働による介護予防の推進
- 3-3 適切な総合事業の取組の推進

基本目標4

介護サービスの
充実による
安心基盤づくり

- 4-1 介護給付及び要介護認定の適正化の推進
- 4-2 介護人材の確保・資質向上及び業務の効率化への支援
- 4-3 介護サービス事業者の質の向上と指導監査体制の充実
- 4-4 低所得者への配慮
- 4-5 介護保険サービスによる居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの充実
- 4-6 利用者への情報提供
- 4-7 特別給付の実施

◆ 主な施策の方向 ◆

基本目標1

高齢者を地域で支える環境づくり

相談支援体制の充実

- 地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制の整備に向けて、第4次地域福祉計画の策定及び推進と一体的に取り組みます。【新規】
- 地域共生社会の実現に向け、属性や世代に捉われない包括的な支援ができるよう、相談支援機関の連携を強化します。【充実】

認知症ケアの推進

- 認知症に関する講習会の開催や、広報紙等による認知症に対する正しい知識の普及を図り、9月の世界アルツハイマーデーには普及啓発活動を強化します。【充実】
- 認知症の相談窓口として高齢者生活支援センターが認知症相談センターの役割を担っていることを周知・啓発します。【充実】

目標値【認知症に関する相談窓口の認知度】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
次期計画策定時 31.5%以上（今期 21.5%）

在宅介護実態調査
次期計画策定時 28.7%以上（今期 18.7%）

- 認知症の人やその家族が、気軽に集える居場所づくりに認知症サポーターとともに取り組みます。【新規】
- 若年性認知症の当事者の会の開催やニーズの把握に努め、状態に応じた適切な支援やその仕組みを検討します。【新規】

権利擁護支援の充実

- 出前講座や啓発チラシの作成等により、成年後見制度の周知・啓発を行います。【充実】

目標値【成年後見制度の認知度】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
次期計画策定時 60%以上（今期 46.7%）

在宅介護実態調査
次期計画策定時 60%以上（今期 41.3%）

生きがいづくりの支援

- 老人クラブ、あしやY〇倶楽部の活動内容を幅広く市民に周知する機会を設け、会員の増強につながるよう支援します。【充実】

目標値【老人クラブ会員数（人）】

R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
2,940	2,970	3,000

- 高齢者生きがい活動支援通所事業について、閉じこもりがちな高齢者が社会参加しやすい体制づくりを図ります。【充実】

目標値【高齢者生きがい活動支援通所事業（人）】

R2年度 (見込)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
3,500	4,600	5,040	5,500

- 老人福祉会館での関係団体と連携した新規イベントの実施や貸室の利用促進などに取り組み、高齢者の居場所としての機能を強化します。【充実】

目標値【老人福祉会館貸室利用回数（回）】

R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
180	200	220

目標値【老人福祉会館新規イベント回数（回）】

R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
2	3	4

就労支援の充実

- シルバー人材センターへの運営費補助を継続実施し、新たな高齢者の経験と技術を活用できる機会の創出を支援します。【充実】

目標値【シルバー人材センター会員数（人）】

R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
1,190	1,215	1,250

- 生活支援型訪問サービス従事者研修、はつらつコールや総合事業における生活支援型訪問サービスの実施など、高齢者が介護や高齢者福祉の担い手となる取組をシルバー人材センターとともに推進します。【充実】

地域における介護予防の推進

- 介護予防センターにおいて、住民主体の活動の推進を目的としたリーダー養成講座を実施します。【新規】

目標値：リーダー養成講座の受講人数（人）

R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
15	15	15

- 効果的・効率的な介護予防事業の推進のため、さわやか教室や通いの場の実施状況や、KDBシステム*を活用した介護予防事業の定期的な評価・点検を行い、事業の見直しを含めた、より効果的な自立支援・重度化防止の取組を推進します。【充実】
*KDBシステム（国保データベースシステム）：「健診・保健指導」、「医療」及び「介護の各種データ」を活用し、「統計情報」や「個人の健康に関する情報」を作成するシステム。

多職種・他分野との協働による介護予防の推進

- 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業を推進し、医療専門職が通いの場等に関与することで、参加者の介護予防・健康づくりへの興味関心を高め、活動内容の充実を図ります。【新規】

目標値【通いの場等での保健事業と介護予防の一体的実施の回数（回）】

R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
24	36	48

- 多職種・他機関との連携の推進として芦屋PTOTST連絡会と連携した、地域リハビリテーション活動支援事業を実施し、介護予防の取組内容の強化・充実を図ります。【新規】



介護人材の確保・資質向上及び業務の効率化への支援

- 介護人材の確保へ向けた取組として保健福祉フェア等のイベントなどで、芦屋市介護サービス事業者連絡会等と協働し、介護現場の理解や介護人材の確保につながる取組を実施します。【充実】
- 文書量削減に向け、申請様式や添付書類の簡素化などに取り組み、介護保険事業所の業務の効率化を支援します。【充実】

介護サービス事業者の質の向上と指導監査体制の充実

- 実地指導については、国の指針に基づき、標準化・効率化を図ります。また、指定等の届出事務についても国の様式例に準拠し、簡素化に努めます。【充実】

新型コロナウイルス等の感染症対策の徹底

- 介護保険事業所内の集団感染（クラスター）の発生防止や感染症発生時のサービス継続に向けて、市と市内介護保険事業者が連携し、一体となって取り組みます。
- 介護保険事業所内の感染症対策の状況や感染症マニュアルの整備について、運営推進会議や実地指導などにおいて確認等を行い、適切な感染症対策に取り組みます。
- 介護保険事業者に対し、平常時からマスク・消毒液等の衛生用品の備蓄の確保を指導するとともに、集団感染（クラスター）の発生時においても介護保険サービスを継続できるよう安定的な確保に取り組みます。
- 介護現場で働く職員に対し、サービス提供時の感染症予防や感染症が発生した際の対策にかかる研修を行うなど感染症に対する理解の促進を図ります。

共生型サービス等の推進

- 障がい者の介護保険制度への移行が適切に行えるよう市独自のグラドルール（支援体制）を構築するとともに、関係機関が連携した支援に取り組みます。【充実】

介護保険サービスによる居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの充実

- 施設サービスとして、特別養護老人ホームとケアハウスを整備し、施設入所待機者の解消を図ります。【充実】
- 地域密着型サービスの充実として、医療的な支援が必要な利用者への「訪問」・「通い」・「泊まり」のサービスを組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護の整備に取り組みます。【新規】



介護保険サービスの事業見込み

(1) 保険料の算定手順

第8期計画における標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額 × 第1号被保険者負担割合

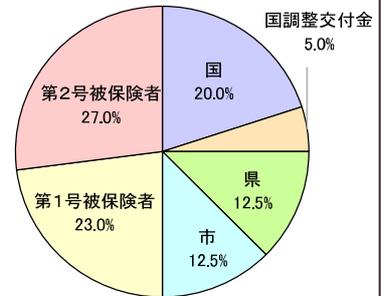
+ 調整交付金相当額
- 調整交付金見込額

- 介護給付費準備基金取崩し額

第1号被保険者が保険料として負担する必要額

※介護報酬の見直しによる影響等を考慮して保険料を決定します。

※介護給付費は、原則として半分は国、県、市が公費で負担し、残りの半分は65歳以上の第1号被保険者、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料でまかなうこととされています。



(所得段階別加入割合補正後)
第1号被保険者数

保険料基準年額

÷ 12 か月

保険料基準月額
5,740円

(2) 保険料の軽減及び減免について

高齢化の進行による介護ニーズの増大に伴い、高齢者個々の医療費や介護保険料、介護サービス利用料などの負担が増大していく傾向にあります。本市では低所得者への配慮として次の軽減や減免を行います。

◎介護保険料所得段階第1段階から第3段階の方については、公費による保険料の軽減を実施します。

	国基準料率（年額）		第8期料率（年額）
第1段階	基準額×0.50 (34,440円)	→	基準額×0.30 (20,760円)
第2段階	基準額×0.75 (51,600円)	→	基準額×0.50 [*] (34,440円)
第3段階	基準額×0.75 (51,600円)	→	基準額×0.70 (48,240円)

※ 令和3年度については「基準額×0.475 (32,760円)」

◎介護保険料所得段階第4段階について、国基準料率より引き下げます。

	国基準料率（年額）		第8期料率（年額）
第4段階	基準額×0.90 (61,920円)	→	基準額×0.875 (60,240円)

◎上記に加えて、災害や失業・低所得などの理由で保険料を納めることが困難な事情が生じた方については、保険料の減免を受けることができます。

第1号被保険者の介護保険料について

保険料収納必要額に予定保険料収納率、所得段階別加入割合補正後被保険者数を除算し求めた第1号被保険者の保険料基準年額は、68,880円（基準月額5,740円）となります。

所得段階	対象者	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階	世帯全員が市民税非課税で、本人が生活保護受給者または老齢福祉年金受給者、あるいは本人の合計所得金額と公的年金等収入の合計 ^{※1} が80万円以下の場合	基準額 ×0.3 ^{※3}	1,730円	20,760円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円以下の場合	基準額 ×0.475 ^{※3} (R3年度)	2,730円	32,760円
		基準額 ×0.5 ^{※3} (R4～5年度)	2,870円	34,440円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1・第2段階以外の場合	基準額 ×0.7 ^{※3}	4,020円	48,240円
第4段階	世帯に市民税課税者がいる場合で、本人が市民税非課税で、公的年金等収入と合計所得金額が80万円以下の場合	基準額 ×0.875	5,020円	60,240円
第5段階	世帯に市民税課税者がいる場合で、本人が市民税非課税で、上記以外の場合	基準額 ×1.0	5,740円	68,880円
第6段階	本人が市民税課税者で、 <u>合計所得金額</u> ^{※2} が120万円未満の場合	基準額 ×1.1	6,310円	75,720円
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の場合	基準額 ×1.25	7,170円	86,040円
第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の場合	基準額 ×1.5	8,610円	103,320円
第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の場合	基準額 ×1.6	9,180円	110,160円
第10段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の場合	基準額 ×1.75	10,040円	120,480円
第11段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の場合	基準額 ×1.87	10,730円	128,760円
第12段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の場合	基準額 ×1.975	11,330円	135,960円
第13段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の場合	基準額 ×2.15	12,340円	148,080円
第14段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が1,500万円以上の場合	基準額 ×2.25	12,910円	154,920円

※1 「合計所得金額と公的年金等収入の合計」から土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得金額を差し引いて算定します。

※2 「合計所得金額」から土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて算定します。

※3 公費による低所得者の第1号保険料軽減強化により、第1段階は0.5が0.3に、第2段階は0.75が0.5（令和3年度のみ、経過措置として0.725が0.475）に、第3段階は0.75が0.7に保険料率が軽減されています。

